

開発行為許可申請書（法第 29 条）

- ・ 図書の詳細は「別記：添付図書の詳細」の該当する詳細番号を参照してください。
- ・ 添付図面等には設計者の署名又は記名押印が必要です。
- ・ ○の図書はすべての申請に必要です。
- ・ △の図書は必要な場合と不要な場合があります。留意事項を参照してください。
- ・ ※の図書は自己用の開発行為にあっては不要、その他の場合は必要です。ただし、自己用の開発行為であっても 1ha 以上の場合は必要です。

種類	図 書	留 意 事 項	根 拠 条 文	詳細 番号
申 請 書	○ 開発行為許可申請書	省令別記様式第二	法第 30 条第 1 項	
	△ 土地の明細書	開発区域に 3 筆以上の土地が含まれる場合添付する	省令第 15 条 省令第 16 条	1
	△ 理由書	市街化調整区域における開発行為の場合添付する ※ 特例措置基準（23）該当で申請する場合は、申請書の欄の記載のみでよい		2
	△ 委任状	申請手続き等を他人に委任した場合添付する		
	※ 設計説明書	自己の居住用の開発行為以外は必要	法第 30 条第 1 項 省令第 16 条	3
	※ 工区別設計説明書	開発区域を工区に分けた場合工区別に作成し添付する		3
	※ 資金計画書	省令別記様式第三 自己用で、開発区域面積が 1ha 未満のものは不要	法第 30 条第 1 項 省令第 15 条 省令第 16 条	
添 付 図 書	○ 登記事項証明書、公図の写し			4
	○ 法第 32 条に規定する同意を得たことを証する書面		法第 30 条第 2 項	5
	○ 法第 32 条に規定する協議の過程を示す書面			6
	○ 法第 33 条第 1 項第 14 号の相当数の同意を得たことを証する書類		法第 30 条第 2 項 省令第 17 条	7
	○ 排水に関する同意を得たことを証する書類	敷地内の排水を敷地外の排水路又はその他の排水施設を利用して排水する場合は、当該排水路又はその他の当該施設の管理者の同意を得たことを証する書類		

種類	図 書	留 意 事 項	根 拠 条 文	詳細 番号
添 付 書 類	△ 集落住民等と申請にかかる協議・説明をしたことを示す書類	申請地の集落住民に、申請に係る説明及び協議をしたことを証する書類 特例措置基準（21）（23）、個別付議基準（7）該当の申請にかかる書類		
	△ 設計図書が法第31条の規定による設計書の資格を有する者により作成されたことを証する書類		法第30条第2項 省令第17条	8
	※ 申請者の資力信用を証する書類	自己用で、開発区域面積が1ha未満のものは不要	法第33条 第1項第12号	9
	※ 工事施行者の施行能力を証する書類	〃	法第33条 第1項第13号	10
	△ 土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類	法第34条第13号の届出をした者が許可を受けようとする場合添付する	法第30条第2項 省令第17条	11
	○ 住民票、登記簿謄本等			12
	△ 他法令による許認可の状況を示す書類	開発行為に伴い、他法令による許認可が必要な場合添付する		13
	○ 開発区域の現況写真			14
	○ 開発区域位置図		法第30条第2項 省令第17条	15
	○ 開発区域区域図			16
	○ 求積図			17
	○ 現況図	開発区域区域図にまとめて図示してもよい	法第30条第1項 省令第16条	18
	○ 土地利用計画図			19
	○ 造成計画平面図	土地利用計画図にまとめて図示してもよい		20
	○ 造成計画断面図	土地利用計画図にまとめて図示してもよい		21
	○ 排水施設計画平面図			22
※ 給水施設計画平面図	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい （自己の居住用の開発行為は不要）		23	

種類	図 書	留 意 事 項	根 拠 条 文	詳細 番号
添 付 書 類	△ がけの断面図		法第 30 条第 1 項	24
	△ 擁壁の断面図		省令第 16 条	25
	○ 排水施設構造図			26
	△ 道路縦断面図			27
	△ 道路横断面図			28
	△ 下水道縦断面図	造成計画平面図にまとめて図 示してもよい		29
	△ 防災工事計画平面図			30
	△ 防災施設構造図			31
	△ 予定建築物等の設計図	自己の開発行為の場合作成し、 添付する その他の場合にあっても予定 建築物の設計が決定している 場合は添付する		32
	△ 構造計算書	鉄筋コンクリート擁壁、重力式 コンクリート擁壁等を設置す る場合は添付する		
	△ 安定計算書	擁壁で保護しないがけがある 場合添付する		
	△ 水理計算書	排水施設及び防災施設の構造 を決定する際に作成した水理 計算書を添付する		
	△ 工程表	申請の内容により必要に応じ て添付する		
	△ 工事仕様書			
△ 土質試験結果				
△ 開発審査会提出図面	市街化調整区域における申請 で法第 34 条第 14 号に該当する もののうち開発審査会に付議 するものについて申請提出後、 申請書とは別に提出する (内容は別途指示)			